

2019年9月25日

会員の処分

一般社団法人 日本投資顧問業協会

当協会は、定款第14条第1項の規定に基づき、法令違反等の事実が認められた会員を、下記のとおり処分しました。

記

PEGM株式会社（会員番号 012-02208 号）

1. 処分の種類及び程度

過怠金の賦課 250万円

会員権の停止 2019年10月1日から1か月

2. 処分の対象となった事実

(1) 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為（金融商品取引法第38条第9号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号に該当）

(2) 前代表による会社資産の私的費消等について（金融商品取引法第51条に該当、同法第47条の2に違反）

3. 処分の理由

定款第14条第1項第2号に該当

以上